

資 料

外国民事訴訟法研究 (51)

外国民事訴訟法研究会
(代表者 加藤 哲夫)

「アメリカ合衆国連邦倒産手続規則」試訳〔8〕

監訳代表	加藤哲夫	山本 研	棚橋洋平
監訳・試訳	中本香織	中山義丸	崔 廷任
	蘇 迪	高田 明	向山純子
	我妻純子		

「アメリカ合衆国連邦倒産手続規則」試訳〔8〕

監訳代表 加藤哲夫 山本 研 棚橋洋平
監訳・試訳 中本香織 中山義丸 崔 廷任
蘇 迪 高田 明 向山純子
我妻純子

第1001条

第Ⅰ章 事件の開始；手続開始の申立て及び救済命令に関する手続（第1002条～第1021条）（第1010条まで・比較法学49巻2号；第1011条～第1021条・同49巻3号）

第Ⅱ章 手続上の機関及び手続の運用；通知；関係人集会；調査；選出；弁護士及び会計士（第2001条～第2020条）（第2001条～第2008条・同50巻1号；第2009条～第2020条・同50巻2号）

第Ⅲ章 請求権，並びに，債権者及び持分権保有者への配当；計画（第3001条～第3022条）（第3001条～第3011条・同50巻3号；第3012条～第3022条・同51巻1号）

第Ⅳ章 債務者；義務及び利益（第4001条～第4008条）（同51巻2号）

第Ⅴ章 裁判所及び書記官（第5001条～第5012条）（本号）

第Ⅵ章 倒産財団の蒐集及び清算（第6001条～第6011条）

第Ⅶ章 対審手続（第7001条～第7087条）

第Ⅷ章 地方裁判所又は倒産事件上訴合議体への不服申立て（第8001条～第8028条）

第Ⅸ章 一般規定（第9001条～第9037条）

※ 本研究はJSPS 科研費基盤研究C（平成26年度～28年度）課題番号26380136による研究成果の一部である。

第V章 裁判所及び書記官

◆ R. 第5001条 (裁判所及び裁判所書記官の事務所)⁽¹⁾

(a) **裁判所の常時開庁** 裁判所は、訴答書又はその他の適切な書面を提出すること、令状を発行しこれを返送すること、及び、申立書、命令書及び指示書を提出し、作成し、若しくは発令することとの関係では、常に開庁されているものとみなされる。

(b) **トライアル及び審問；裁判官室での命令** すべてのトライアル及び審問は、公開の法廷で執り行われなければならない、かつ、不都合がない限り、通常の法廷で執り行われなければならない。法典第28編第152条(c)の規定により別段に定められている場合を除き、その他のすべての行為又は手続は裁判官室において裁判官によりなされ又は執り行われ、かつ、その裁判区内又は裁判区外のいかなる場所においてもなされ、又は執り行われることができる。ただし、一方の当事者の審尋を除くいかなる審問も、影響を受けるすべての当事者の同意を得ることなしに、裁判区外では執り行われぬ。

(c) **裁判所書記官の事務所** 裁判所書記官又は副書記官が所在する裁判所書記官の事務所は、土曜日、日曜日及び R. 第9006条(a)の規定による法定祝祭日を除いて執務時間中は、開室していなければならない。

◆ R. 第5002条 (選任の承認に関する制限)

(a) **禁止されている親族の選任の承認** 本法第1104条の規定により管財人又は調査委員として個人を選任することは、その個人が選任を承認する倒産裁判所裁判官の親族又はその事件が係属する地域の連邦管財官の親族であるときは、裁判所によって承認されてはならない。本法第327条、第1103条、又は第1114条の規定により弁護士、会計士、評価人、競売人、又は、その他の専門家として個人を雇用することは、その個人が雇用を承認する倒産裁判所裁判官の親族である場合には、裁判所によって承認されてはならない。本法第327条、第1103条、又は第1114条の規定により弁護士、会計士、評価人、競売人、又は、その他の専門家として個人を雇用することは、その個人が事件が係属する

(1) 本条は、連邦民事訴訟手続規則第77条(a)、(b)及び(c)を承継した規定である。

地域の連邦管財官の親族である場合においては、裁判所によって承認される。ただし、その個人と連邦管財官との関係が事件の状況によりその雇用を不適切なものとする裁判所が認定するときは、この限りではない。本項の規定により選任又は雇用につき個人が承認されないときはいつでも、その個人が所属する法律事務所、パートナーシップ、法人、又はその他取引団体若しくは取引関係のいかなる形態、及び、それらに所属するすべての構成員、アソシエイト、及び専門職も、同じく選任又は雇用につき承認されえない。

(b) **選任又は雇用の承認が不当であるとの司法上の確定** 倒産裁判所裁判官は、その者が、選任又は雇用を不適切なものにする程度に、その倒産裁判所裁判官又は連邦管財官と関係があり又はあった場合には、本法第1104条の規定により管財人若しくは調査委員としてその者を選任すること、又は、本法第327条、第1103条、又は第1114条の規定により弁護士、会計士、評価人、競売人、その他の専門家としてその者を雇用することを承認することができない。

◆ R. 第5003条 (裁判所書記官により保管される事件記録)

(a) **倒産事件記録** 裁判所書記官は、本法の下での各事件の事件記録を保管しなければならない。かつ、合衆国連邦裁判所事務総局長が定めるところにより、各事件における、それぞれの判決、命令、及び活動を事件記録に記載しなければならない。事件記録における判決又は命令の記載は、その記載の日付を表示しなければならない。

(b) **請求権の登録** 裁判所書記官は、無担保債権者への配当があると見込まれる事件においては、提出された請求権者一覧表を請求権登録簿に編綴しなければならない。

(c) **判決及び命令** 裁判所書記官は、合衆国連邦裁判所事務総局長が定めるところの様式及び方式において、不動産の権原若しくは不動産上のリーエンに影響するいかなる終局判決又は命令、又は、金銭若しくは財産の回復についてのいかなる終局判決又は命令、及び、裁判所が保管されるべきことを命じることができるその他の命令の真正な写しを保管しなければならない。勝訴当事者の申立てに基づき、不動産若しくは動産の権原又は不動産上若しくは動産上のリーエンに影響するいかなる終局判決又は命令の真正な写し、又は、金銭若しくは財産の回復についてのいかなる終局判決又は命令の真正な写しも、その地方裁判所の民事判決とともに保管されなければならない。かつ、目録を付されなければならない。

(d) **事件の目録、検索結果の認証** 裁判所書記官は、合衆国連邦裁判所事務総局長の定めるところにより、すべての事件及び対審手続の目録を保管しなければならない。申立てにより、裁判所書記官は、その書記官の管理下にある目録及び書面を検索しなければならない。かつ、事件又は手続がその裁判所に提起されたか否か若しくはその裁判所に移送されたか否か、又は、その事件記録に免責決定が記載されているか否かを認証しなければならない。

(e) **連邦及び州の政府機関並びに特定の税務機関の郵送宛先の登録** 合衆国、又は、裁判所が所在する州若しくは准州は、郵送宛先を指定する陳述書を提出することができる。合衆国、州、又は、事件が係属している裁判区において租税徴収の責任を負っている地方政府機関は、本法第505条(b)⁽²⁾の規定による申立書の送達につきその郵送宛先を指定する陳述書を同じく提出することができ、かつ、その指定は、その申立書を提出するための付加的要件に関する情報の追加が認められる場所を明らかにしてしなければならない。裁判所書記官は、合衆国連邦裁判所事務総局長が定めるところの様式及び方式において、本項第1文の規定により指定があった郵送宛先を含む登録簿、及び、本法第505条(b)の規定による申立書の送達につき指定があった郵送宛先の別個の登録簿を保管しなければならない。裁判所書記官は、合衆国又は州若しくは准州の各部局、機関、又は部署についての複数の郵送宛先を単一の登録簿に含めることは必要とされない。部局、機関、又は部署についての複数の郵送宛先がその登録簿に含まれているときは、裁判所書記官は、同じく、登録簿を利用する者がそれぞれの郵送宛先が適用される状況を決定することを可能にさせる情報を登録簿に含ませなければならない。かつ、その一つのみの適用される郵送宛先に通知を郵送することで、有効な通知をしたことに十分なものとする。裁判所書記官は、毎年1月2日現在において、その登録簿を更新しなければならない。その登録簿における郵送宛先は、当該政府機関についての適正な郵送宛先として確定したものと推定されるが、その郵送宛先を用いなかったことは、適用される法律の下で別段に有効とされるいかなる通知をも無効とする

(2) 連邦倒産法第505条は、債務者の納税責任の確定につき規定している。同条(b)は、裁判所書記官は、租税徴収を担当する合衆国、州又は地方政府機関が指定した申立書が送達されるべき郵送宛先の一覧表を管理しなければならないとしている(第505条(b)(1)(i))。なお、ここにいる申立書(request)とは、倒産財団の租税の納付・未納付を争うための裁判所に対する申立てをいう(同条(b)(2)参照)。

ものではない。

(f) **裁判所書記官のその他の帳簿及び登録簿** 裁判所書記官は、合衆国連邦裁判所事務総局長によって要請されているその他の帳簿及び登録簿を保管しなければならない。

◆ R. 第5004条 (欠格事由)

(a) **裁判官の欠格事由** 倒産裁判所裁判官は、法典第28編第455条⁽³⁾の規定により規律されなければならないが、かつ、資格を欠いた状況が生じた手続又は争訟事項の審理についてこれを主宰することから除斥され、または、適切であるときは、その事件の審理を主宰する資格を失うものとする。

(b) **金銭の支払いを認容することからの裁判官の除斥** 倒産裁判所裁判官は、その倒産裁判所裁判官の親戚である者、又は、その裁判官が金銭の支払いを認容することが不適切となる程度に深い関係を有している者に対して金銭の支払いを認容することから除斥されなければならない。

◆ R. 第5005条 (書面の提出と送付)

(a) **提出** (1) 提出場所 本手続規則によって提出することが求められている一覧表、明細書、陳述書、請求権又は権利の証拠、訴状、申立書、申請書、異議申立書及びその他の書面は、法典第28編第1409条⁽⁴⁾に規定されるところを除いて、本法の下での事件が係属している裁判区の裁判所書記官に提出されなければならない。その裁判所の裁判官はそれらの書面が裁判官に提出されることを許可することができ、この場合には、提出日がその書面に記載されていなければならないが、かつ、それらの書面は速やかに裁判所書記

(3) 法典第28編第455条は、連邦および州の裁判官の欠格事由についての規定である。同条(a)は、裁判官の公平さが合理的に疑われるようなあらゆる訴訟手続から除斥されなければならないことを規定し、(b)では、(1)から(5)の各号において除斥事由が列挙されている。同条(c)は、裁判官およびその配偶者と同じ世帯に住む未成年の子供の経済的な利害関係についての報告に関する規定であり、(d)は、用語の定義を示している。同条(e)では、除斥に関する当事者の権利放棄の可否について規定しており、(f)は、本条にかかわらず除斥されない場合について定めている。

(4) 法典第28編第1409条は、連邦倒産法にもとづいて生じる、または、連邦倒産法にもとづく事件もしくは事件に関して生じる訴訟手続の裁判籍について規定している。

官に送付されなければならない。裁判所書記官は、提出する目的で提示されたあらゆる申立書又はその他の書面の提出を受領することを、本手続規則若しくはあらゆる地方手続規則又は実務によって必要とされる適切な方式に従って提示されていないことを唯一の理由として、拒絶してはならない。

(2) 電子手段による書面の提出 裁判所は、地方手続規則に基づき、書類が、合衆国司法会同が設けている技術的な基準がもしあれば、それに適合する電子手段により提出され、署名され、又は誓言されることを許可し又はそのような手段によることを求めることができる。地方手続規則は、合理的な例外が認められる場合にのみ電子手段による提出を求めることができる。地方手続規則に従って電子手段により提出された書面は、本手続規則、本手続規則により適用される連邦民事訴訟手続規則、及び本法第107条⁽⁵⁾を適用することとの関係において、作成された書面を構成する。

(b) 連邦管財官に対する送付 (1) 本手続規則によって連邦管財官に送付されることが求められている訴状、申立書、申請書、異議申立書及びその他の書面は、本法の下での事件が係属している裁判区における、連邦管財官事務所又は連邦管財官が指定するその他の場所に送付され、又は交付されなければならない。

(2) 裁判所書記官以外の者で、書面を連邦管財官に送付する者は、送付したことの証拠として、その書面を特定し、かつ、連邦管財官に送付された日付が明記されている誓言された陳述書を、速やかに提出しなければならない。

(3) 本手続規則のいかなる規定も、書類が送付されるべきでないことを連邦管財官が書面で申し立てた場合に、裁判所書記官が連邦管財官に対していかなる書類をも送付することを求めるものではない。

(c) 提出又は送付における瑕疵 倒産裁判所書記官に提出されることが意図されていないが誤って、連邦管財官、管財人、管財人の代理人、倒産裁判所裁判官、連邦地方裁判所裁判官、倒産裁判所上訴合議体の書記官、又は地方裁判所の書記官に交付された書面は、その書面が受領された日付が記載された後

(5) 連邦倒産法第107条は、書面の公開についての規定である。同条(a)で、連邦倒産法の手続によって提出された書類は公開記録であると規定した上で、(b)で、関係者を保護する場合について定めている。さらに同条(c)では、情報の開示が個人や個人の財産に危害を及ぼすような場合の措置について規定している。

に、直ちに倒産裁判所書記官に送付されなければならない。連邦管財官に送付されることが意図されながら誤って、倒産裁判所書記官、管財人、管財人の代理人、倒産裁判所裁判官、連邦地方裁判所裁判官、倒産裁判所上訴合議体の書記官又は地方裁判所の書記官に交付された書類は、その書類に受領した日付が記載された後、直ちに連邦管財官に送付されなければならない。正義の名において、裁判所は、誤って交付された書面は最初の交付のあった日において倒産裁判所書記官に提出され、又は連邦管財官に送付されたものとみなされると命じることができる。

◆ R. 第5006条 (文書の写し⁽⁶⁾の認証)

裁判所書記官は、本法の規定による事件におけるいかなる手続の記録の認証

(6) ここにいう写し(copy)とは、原本を複製したものである。認証された写し(certified copy)とは、原本の複製であって、原本を発行し又は原本を保管する責任を負う公務員によって正確に複製されたものとして認められた文書をいう。attested copy, verified copy ともいわれる。この点につき、BLACK'S LAW DICTIONARY 410 (10th ed. 2014).

なお、日本法では原本・副本・謄本・正本・抄本といった用語が法令上用いられている。これらの区別は、同一記載内容の文書を、その作成者を基準として区別したものである。原本は、記載内容たる思想の主体自身によって作成された文書を意味する。原本には、通例として一定の法的効力が付与される。例として、民事判決原本(民事訴訟法252条)、公正証書原本(公証人法42条・44条)等である。これに対して、謄本、抄本、および正本は、原本の全部または一部を物理的または電磁的手段等によって写したものであり、写しを行った者が作成者になる。謄本は、全部の写しで、かつ、原本の存在および内容の同一性について謄本作成者が証明を与えたものをいう。公の機関による証明がある場合を「認証(のある)謄本」と呼ぶ(民訴規143条1項)。抄本は、一部の写しである点だけが謄本と異なる。正本は、謄本と同様に全部の写しであるが、法律によって原本と同じ効力を与えられているものをいう。正本は、法令の規定により原本を一定の場所に保存することを要する文書について、その効力を他の場所で発揮させる必要がある場合に、原本と同一の効力を有するものとして作成される。これに対して副本は、原本の一種であるが、特に数通の原本のうち送達に用いられるものを呼ぶ。これら以外のもは、単に「写し」と呼ばれる(民訴規55条・139条など)。日本法における訴訟記録の正本、謄本、または抄本については、民訴91条3項、民訴規33条参照。なお、副本は、これまで実務慣行上の概念であったが、現行法の下では、法令上の概念となった(民訴規22条2項・40条1項・58条1項・162

された写し、又は、所定の手数料の納付につき裁判所書記官に提出されたいかなる書面の認証された写しをも発行しなければならない。

◆ R. 第5007条 (手続の記録及び反訳書⁽⁷⁾の記録)

(a) 手続の記録又は反訳書の提出 記録手段を有する速記官又はこれを取り扱う者は、証言を書き留めた原文書、録音内容を反訳した原文書、又は、手続のその他の原記録の内容を認証しなければならない。かつ、速やかにそれらを裁判所書記官に提出しなければならない。反訳書を作成した者は、速やかに認証されたその写しを裁判所書記官に提出しなければならない。

(b) 反訳料 反訳書の写しに要する費用は、合衆国司法会同によって定められた料率で課されるものとする。裁判所書記官に提出される認証された写しについては、いかなる費用も課されない。

(c) 事件記録の証拠としての許容性 認証された音声記録、又は認証された手続の反訳書は、その記録を証明する上で、一応の証拠⁽⁸⁾としての許容性を有するものとされる。

◆ R. 第5008条 (個人債務者の第7章事件における濫用の推定に関する通知)⁽⁹⁾

主たる債務が消費者債務である個人債務者の第7章事件において、第707条(b)⁽¹⁰⁾の規定による濫用の推定⁽¹¹⁾が生じたときは、裁判所書記官は、手続開

条1項など参照)。以上につき、伊藤眞『民事訴訟法 [第5版]』412頁(有斐閣・2016年)、角田禮次郎ほか編『法令用語辞典 (第10次改訂版)』227頁〔高島益郎執筆〕、477頁〔真田秀夫執筆〕、590頁〔真田秀夫執筆〕(学陽書房・2016年)、高橋和之ほか編代『法律学小辞典 [第5版]』339頁(有斐閣・2016年)参照。

(7) ここにいう反訳書(transcript)とは、口頭でなされた証言を手書き、印刷又はタイプで写し取った文書で、特に、裁判所の速記官が書き取ったものとしての、事実審理や審問での手続における公式の記録をいう。この点につき、BLACK'S LAW DICTIONARY 1726 (10th ed. 2014)。

(8) 一応の証拠(prima facie)とは、反証がないかぎり事実の立証・推定に十分とされる証拠をいう。この点につき、小山・868頁。

(9) 本条は、2008年1月に本手続規則に追加され、同年4月に施行されている。

(10) 連邦倒産法第707条(b)によれば、同条(a)において列挙された第7章の手続開始申立ての棄却事由に加え、主たる債務が消費者債務である個人債務者の場合、債務者に第7章手続の救済を与えることが手続の濫用(abuse)にあ

始の申立てのあった日から10日以内に、債権者に対して、濫用が推定される旨の通知を R. 第2002条⁽¹²⁾の規定によりしなければならない。債務者が、濫用の推定が生じたか否かを明らかにする陳述書を提出しないときは、裁判所書記官は、手続開始の申立てがあった日から10日以内に、債権者に対して、その債務者がその陳述書を提出しなかったこと、及び、その後に提出された陳述書が濫用の推定が生じたことを明らかにしたときは、更なる通知がなされるであろうことを通知しなければならない。債務者が濫用の推定が生じたことを明らかにした陳述書をその後に提出したときは、裁判所書記官は、債権者に対して、可及的速やかに濫用の推定についての通知をしなければならない。

◆ R. 第5009条（第7章清算事件，第12章家族農業従事者の債務調整事件，第13章個人の債務調整事件，及び第15章補助事件及び国際並行事件の終了）

(a) 第7章，第12章，及び第13章事件 第7章，第12章，又は第13章事件において、管財人が、最終報告書及び最終計算書⁽¹³⁾を裁判所に提出し、倒産財団が完全に管理され終えたことを証明した場合で、かつ、30日以内にいかなる異議申立ても連邦管財官又は利害関係人から提出されなかった場合には、倒産財団が完全に管理され終えたものと推定する。

たとえ裁判所が判断した場合には、通知をなしかつ審問を経た上で、第7章手続を棄却することができる旨を定める。また、その場合に、裁判所は、債務者の同意を得て、第7章から第11章・第13章手続に事件を移行させることもできる。この棄却・手続移行は、裁判所の職権によるほか、連邦管財官、管財人、又は利害関係人の申立てによりなされる。以上につき、福岡〔第2版〕・265頁参照。

- (11) 2005年改正前は「重大な濫用(substantial abuse)」と規定されていたが、2005年改正法により「重大」が削除されて「濫用」となり、債務者にとって従来よりも厳しい方向に改正された。この規定は、個人債務者による安易な第7章手続を防止し、第13章手続に誘導することで、将来の収入から一定額を債務者に弁済させることを企図しているとされる。以上につき、倉部真由美「アメリカ連邦倒産法における消費者倒産手続（2）—2005年改正とその後の動向」NBL 908号(2009年)77頁以下、福岡〔第2版〕・265頁以下参照。
- (12) R. 第2002条は、債権者、持分証券保有者、合衆国及び連邦管財官に対する通知に関する規律である。
- (13) 最終計算書(final account)とは、破産手続・遺産相続・後見などで、受託者(fiduciary)が手続終了時に行なう会計報告を含む最終報告ないしはその書面をいう。この点につき、小山・431頁。

(b) R. 第1007条(b) (7)の陳述書の不提出の通知 第7章又は第13章事件の個人債務者が、R. 第1007条(b) (7)による陳述書を提出することが必要とされており、かつ、本法第341条(a)⁽¹⁴⁾による債権者集会のために定められた最初の期日の後45日以内に、これを提出しなかった場合は、裁判所書記官は、その事件が免責の発令なしに終結されることになることを、債務者に対し、速やかに通知しなければならない。ただし、その陳述書がR. 第1007条(c)により適用される期限内に提出されたときは、この限りではない。

(c) 第15章事件 本法第1517条⁽¹⁵⁾に基づき承認される手続における外国管財人は、その外国管財人の裁判所への出頭の目的が達成されたときは、最終報告書を提出しなければならない。この報告書には、裁判所におけるその外国管財人の活動の性質及び結果を記載しなければならない。外国管財人は、連邦管財官に対してその報告書を送付しなければならず、かつ、債務者、債務者の外国手続を執り行う権限を与えられたすべての者又は機関、承認を求める申立てをなした時点で債務者が当事者となっている合衆国で係属している訴訟のすべての当事者、及び、裁判所が指定するその他の者に対し、その報告書を提出したことを、通知しなければならない。その外国管財人は、通知がなされたことの確認書を、裁判所へ提出しなければならない。その確認書が提出された後30日以内に連邦管財官又は利害関係人によっていかなる異議申立書も提出されなかった場合には、その事件が完全に結了したものと推定する。

◆ R. 第5010条 (事件の再開)

本法第350条(b)⁽¹⁶⁾の規定により、債務者又はその他の利害関係人の申立てにより、事件を再開することができる。第7章事件、第12章事件、又は第13章事件において、裁判所が、債権者及び債務者の利益を保護するため、又は事件

(14) 連邦倒産法第341条(a)は、債権者集会について、連邦管財官が招集及び主宰すべきことを規定している。

(15) 連邦倒産法第1517条は、外国倒産手続を承認する命令が発令される要件・内容等を規定している。

(16) 連邦倒産法第350条(b)は、事件終結後であっても、財産管理、債務者に対する救済付与、その他の理由のために、事件を終結した裁判所で事件を再開することができることを規定する。債権者一覧表から漏れていた債権者を追加する場合、新たに発見された財産を管理する必要がある場合、債務の免責対象性を確定する必要がある場合等がこれに該当する。裁判所は、事件の再開を決定する広い裁量権を有する。

の効率的な管理を保証するために管財人の選任が必要であると決定しないかぎり、連邦管財官は管財人を選任してはならない。

◆ R. 第5011条（手続の審問の取下げ及び回避）

(a) 取下げ 事件又は手続の取下げの申立ては、連邦地方裁判所の裁判官によって審問されなければならない。

(b) 手続の審問の回避 法典第28編第1334条(c)⁽¹⁷⁾の規定による回避を求める申立ては、R. 第9014条によって規律されなければならない、かつその手続の当事者に送達されなければならない。

(c) 取下げ又は回避のための申立書の提出の効果 事件又は手続の取下げ、若しくは法典第28編1334条(c)の規定による管轄権の回避を求める申立ての提起は、倒産裁判所裁判官の下における事件又はその手続の運営を停止させてはならない。ただし、倒産裁判所裁判官は、適正な条件に基づいて、申立ての処分が係属している手続を停止することができる。停止を求める申立ては、原則として最初に倒産裁判所裁判官に提起されなければならない。地方裁判所に提起された停止、又は停止からの救済を求める申立ては、倒産裁判所裁判官に対して提起されていない理由、又は救済を与えられなかった理由を明らかにしなければならない。その地方裁判所の裁判官によって許可される救済は、その裁判官が適正であるとみなす条件に基づくものでなければならない。

◆ R. 第5012条（第15章事件における手続の調整に関する合意）

本法第1527条(4)⁽¹⁸⁾による合意の承認は、申立てにより請求されなければならない。申立人は、提案する合意又は協定書の写しを申立書に添付しなければならない。裁判所が別段命じない限り、申立書を、連邦管財官に送付すること、及び、債務者、債務者の外国手続を管理する権限があるすべての者又は機関、

(17) 法典第28編第1334条(c)(1)は、連邦地方裁判所が、正義の観点や州裁判所への礼譲等を理由として、連邦倒産法の下で生じる手続等について、その審理を回避することを妨げない旨を規定する。また、同条(c)(2)は、連邦地方裁判所は、連邦倒産法の下で生じる事件等に関連する州法上の請求権又は州法上の訴因に基づく事件であり、同条によらなければ連邦裁判所に管轄が認められなかったであろう事件の手続について、一定の場合には、当事者の申立てにより、審理を回避しなければならない旨を規定する。

(18) 連邦倒産法第1527条(4)は、裁判所と外国裁判所または外国管財人の協力の例として手続の調整に関する合意の承認又は履行を規定する。

第1519条により保全処分が請求されているすべての者、第15章の手続開始申立書提出時点で債務者が当事者である合衆国内において係属している訴訟のすべての当事者、及び裁判所が指定するその他の者に送達することにより、第15章の手続開始の申立てに関する審問について少なくとも30日の猶予をもって通知しなければならない。

[以下・第VI章, 次号]

